

平成29年 9月14日

株主各位

東京都中央区日本橋1丁目3番13号
ジャパンエレベーターサービスホールディングス株式会社
代表取締役会長兼社長CEO 石田 克史

株式分割に関する基準日設定公告

当社は、平成29年8月21日開催の取締役会において、平成29年10月1日（日曜日）をもって当社普通株式1株を2株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式の分割により株式の割当を受ける権利の基準日を平成29年9月30日（土曜日）（同日は株主名簿管理人の休業日につき、実質的には平成29年9月29日（金曜日））と決めましたので公告いたします。

なお、上記株式分割に伴い、会社法184条第2項の規定に基づき、平成29年10月1日（日曜日）をもって、当社定款第6条の発行可能株式総数を現行の2,800万株から5,600万株に変更することを併せて決議いたしましたので、お知らせいたします。

以上

お知らせ及びご注意

- 株式分割後のご所有株式に関するご案内は、平成29年11月上旬以降にお届出のご住所にお送りする予定でございます。
- 平成29年10月1日（日曜日）付（実質的には平成29年10月2日（月曜日）付）にて、株式の分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等または特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿に記録されることとなります。
- （1）住所変更、改姓名等の各種手続きは、お取引口座のある証券会社等でお手続きをお願いいたします。
（2）特別口座に関する各種お手続きは、下記の口座管理機関にお申し出ください。

特別口座管理機関 : みずほ信託銀行株式会社

連絡先 : 〒168-8507

東京都杉並区和泉二丁目8番4号

みずほ信託銀行株式会社 証券代行部

電話 0120-288-324（フリーダイヤル）

受付時間 平日9時～17時（土曜日・日曜日・祝祭日を除く）